平塚市図書館ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市図書館(以下「図書館」という。)がインターネット上に公開している平塚市図書館ホームページへの広告掲載について、平塚市広告掲載要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 平塚市図書館ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(広告掲載期間)

- 第3条 広告を掲載する期間は、1箇月を単位とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。
- 2 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日を原則とする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置、広告掲載枠数は、市長が指定するものとする。

(広告の規格及び表現)

- 第5条 広告の規格は、次のとおりとする。
- (1) サイズは、上下55ピクセル、左右165ピクセルとする。
- (2) 容量は、5 K B 以内とする。
- (3) 画像形式は、GIF形式(アニメーションGIFおよび透過GIFの使用は不可とする。)又はJPEG形式とする。
- 2 広告の表現は、閲覧者が図書館ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるもの又は閲覧者が市の事業であると錯誤するおそれのあるものを禁止する。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、広告掲載希望月数につき、次のとおりとする。

1枠あたり月額1万円

(広告掲載の申込み)

- 第7条 広告を掲載しようとするもの(以下「申込者」という。)は、平塚市図書館ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)により市長に申し込まなければならない。
- 2 前項に規定する申込みは、別に定めるところにより、インターネット申請を用いて行うことができる。
- 3 前2項に規定する申込みは、同一の期間中において、2枠を限度とする。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による申込みに対し、必要に応じて、資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、平塚 市図書館ホームページ広告掲載申込みに対する審査結果通知書(第2号様式)により、申込 者に通知するものとする。

- 2 市長は、広告掲載を適当と認める申込みが広告掲載枠数を超えるときは、次に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位に複数の申込者がいる場合は、広告掲載希望月数が多いものを優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、申込みの受付順により決定する。
  - (1) 出資法人、指定管理者、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
  - (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
  - (3) 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業者で市内に事業所等を有するもの
  - (4) その他私企業又は自営業者等

(広告掲載料の納付)

第9条 前条の規定により広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、広告掲載の決定を受けた期間の全額の広告掲載料を納付しなければならない。ただし、契約事業者が広告枠を運営する場合は、この限りではない。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第10条 広告主は、第5条に規定する規格により広告原稿(画像データ)を作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。
- 2 市長は、提出のあった広告原稿(画像データ)が、平塚市図書館ホームページに掲載する広告として適当でないと判断したときは、広告主に対して広告原稿(画像データ)の変更を求めることができる。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告の変更)

- 第12条 広告主は、1箇月を単位として、広告の内容又はリンク先アドレスを変更することができる。
- 2 広告主は、前項の規定により、広告の内容又はリンク先アドレスを変更しようとすると きは、原則として、その変更しようとする月の前月20日までに市長に申し出て、その承認 を得るものとする。

(広告掲載期間の延長)

- 第13条 広告掲載期間中、市の都合その他の広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、掲載しなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、その日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。
- 2 前項の規定により掲載期間を延長した場合において、掲載する広告の数が第4条に規定する広告掲載枠数を超えたときは、広告掲載枠数を増やし、延長した広告を掲載する。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消し、又はその掲載を停止することができる。この場合において、これらによって生じた損害に対し

ては、市はその責任を負わない。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がなかったとき。
- (3) 広告主又は広告内容が不適当であると判断したとき。
- (4) 天災、事変その他非常事態が生じたとき。
- (5) その他平塚市図書館ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。
- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、平塚市図書館ホームページ広告掲載取消決定通知書(第3号様式)により、広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

- 第15条 広告主は、自己の都合により、平塚市図書館ホームページへの広告掲載を取り下 げることができるものとする。
- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げようとするときは、広告主は、取り下げようとする日の1週間前までに、平塚市図書館ホームページ広告掲載取下申出書(第4号様式)により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

- 第16条 納付済みの広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。
- 2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載の決定を取り消した日の属する月の翌月以降の納付済月額の全額とする。
- 3 第1項ただし書の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。
- 4 広告掲載料の返還を受けようとするものは、平塚市図書館ホームページ広告掲載料返還請求書(第5号様式)により市長に請求するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。 附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

### 平塚市図書館ホームページ広告掲載申込書

(提出先) 平塚市長	年 月 日
十塚川文	住所又は所在地
	フリガナ 法人名又は団体名 フリガナ 代表者氏名  (大表電話番号 ( ) F A X ( ) 代表メールアドレス (団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。)
平塚市図書館ホームページ	への広告掲載について、次のとおり申し込みます。
法人その他の団体の概要	
バナー広告のデザイン	
リンク先アドレス	
掲載希望期間	年 月から 年 月まで(計 箇月)
掲載希望枠数	
連絡先	担当部署・担当者氏名
	電話番号 () 1担当者メールアドレス マニュ に生現 新亜畑 エビュ 図書館 ナールページ 広生 根 新亜畑 エビュ 図書館 ナールページ 広生 根 新亜畑 亜 畑 ス

- ※ 申込みにあたっては、平塚市広告掲載要綱、平塚市図書館ホームページ広告掲載取扱要綱その他平塚市の広告関連規程を遵守します。
- ※ 平塚市広告掲載要綱第2条第1号エからキで定める基準に該当しないことを確約します。
- ※ 平塚市税の滞納はありません。
- ※ 平塚市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

本市では、平成23年7月1日から平塚市暴力団排除条例を施行しており、第3条、第5条に 基本理念、市民及び事業者の役割を規定しています。これに則り第7条の規定により暴力団を排 除しようとする場合において、必要があると認めるときは、神奈川県警察本部長に意見を聴く場 合があります。

### 平塚市図書館ホームページ掲載広告掲載審査結果通知書

	第	号
年	月	日

様

平塚市長

印

次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	□ 掲載します 変更依頼		□あり 「原稿提出期限 4	□ <i>た</i> 年 月	
	□ 掲載しません 【理由】	h			
掲載枠数	枠				
掲載期間	年	月	日から	箇月	
掲載料		円	(10,000 円×	枠×	箇月)
	※同封の納入通 い。	知書に』	より、納期限までに	指定の場	所でお支払いくださ

「平塚市広告掲載要綱」「平塚市広告掲載基準」「平塚市図書館ホームページ広告掲載要綱」を遵守すること。

平塚市広告掲載要綱第2条第1号エからキで定める基準に該当する場合には、平塚市は広告の 掲載を取り消します。この場合、これにより生じた損害に対して市は責任を負いません。また、 納付された広告掲載料は還付いたしません。なお、市に対して損害を与えた場合には、その損害 を賠償しなければなりません。

# 平塚市図書館ホームページ広告掲載取消決定通知書

		第	号
	年	月	日
様			
	平塚市县	<b>三</b>	
			印

次のとおり決定しましたので通知します。

取消区分					
	□ 掲載料が未納				
	□ 掲載原稿が未提出				
	□ 掲載主又は掲載内容が不適当				
	□ その他				
	Form 1.3				
	【理由】				
取消年月日					
	年 月 日				
掲載料					
	  □ 返還なし				
	  □ 返還あり				
	円 (10,000 円× 箇月)				
	14 (10,000 14:: 四/4/				

<sup>※</sup> 返還がある場合は、平塚市図書館ホームページ広告掲載料返還請求書(第5号様式)を 提出してください。

## 平塚市図書館ホームページ広告掲載取下申出書

(提出先) 平塚市長				年	月	日
	住所又は	所在地				
	フ リ	ガナ				
	フ リ					
	代表者	氏 名				
	代表電	話番号	(	)		
	F A	X	(	)		
	代表メール	アドレス				
	(団体にあ	っては、主力	こる事務所の所在	E地、名称及	び代表	者の
	氏名を記	入してくだる	えい。)			
平塚市図書館ホー	・ムページへの広告掲載	を取り下げた	たいので、次のと	おり申し出	ます。	
取下年月日	年	月	Ħ			
理由						

<sup>※ 「</sup>取下年月日」の欄は、すでに広告の掲載をしている場合に記載してください。

# 平塚市図書館ホームページ広告掲載料返還請求書

日 (提出先) 平塚市長	在	臣 月
	住所又は所在地	
平塚市図書館は	ベームページへの広告掲載料について、次のとおり返還を請求し	ます。
請求金額	円	
返還請求期間	年 月から 年 月まで(計	箇月)
	金融機関名 本支店名	
	預金種目 1 普通 2 当座	
振込金融機関	支店番号	
	口座名義人(カタカナ)	

<sup>※</sup> 口座名義人は、請求者本人としてください。